

お知らせ

赤十字の活動へご協力ください 5月は赤十字運動月間です

日本赤十字社は、皆さんの善意で支えられている活動資金により、国内外における災害や紛争の被災者に対する救援活動や献血の推進など、生命と健康を守るための活動を行っています。赤十字運動月間に当たり、町内会・自治会の方が、赤十字の協賛委員として皆さんのご自宅を訪問させていただき、活動資金のご協力のお願いに伺う場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

☎福祉総務課☎724・2537

芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム～(仮称)公園案内棟／喫茶／版画工房／アート・体験棟等

整備計画説明会

現在の検討状況を説明します。詳細は市HP(右記二次元コード)をご覧ください。



☎5月18日(木)午後6時30

分～8時(開場は午後6時)、5月21日(日)午後2時～3時30分(開場は午後1時30分) 場国際版画美術館講堂定各80人(先着順)

☎文化振興課☎724・2184、公園緑地課☎724・4397

国の行政相談特設相談会

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の仕事や関係行政機関の仕事について困り事やご意見などを受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行います。

☎5月23日(火)午前10時～午後3時 場南市民センター1階ロビー／行政苦情110番(総務省行政相談センターさくみみ東京) [☎0570・090110、1P電話の方☎03・3363・1100]でも相談を受け付けています。

☎広聴課☎724・2102

該当する方は申請を 児童手当・特例給付

保護者の所得が所得上限限度額を超えているために児童手当・特例給付

を受給していない方で、令和5年度所得(令和4年1月～12月の所得)が所得上限限度額を下回っている場合、児童手当・特例給付を受給することができます。受給には、改めて認定請求書の提出が必要です。該当する方は、5月中に申請するか、市民税課税通知書を受け取った日から15日以内に申請することで、児童手当・特例給付の新年度である6月分から支給対象となります。詳細はまちだ子育てサイトをご覧ください。

☎子ども総務課☎724・2139

就学相談を受け付けます

特別な支援が必要な年長児の就学相談会(8月～12月に実施予定)の受け付けを行います。受け付けの際は面談を行うため、30分～1時間程度かかります。いずれの日も都合が悪い場合は、教育センターへご連絡ください。母子健康手帳、愛の手帳、身体障害者手帳のある方はお持ちください。なお、中学校進学についての相談は、在学の小

学校を通じて受け付けます。私立小学校等に在学し、都立特別支援学校または町田市立中学校の特別支援学級へ進学をお考えの方は、教育センター就学相談担当へお問い合わせください。

☎2024年4月に小学校に就学する、特別な支援を必要とするお子さんの保護者☎6月12日(月)、13日(火)、15日(木)、16日(金)、21日(水)、22日(木)、7月3日(月)、4日(火)、午前9時～11時30分、午後1時30分～4時 場教育センター1号館2階研修室

就学相談の受け付け等の流れについて動画を配信します

就学相談会の流れや就学先の学級の種類等をご案内します。

☎6月1日(木)午前10時～30日(金)午後11時59分／配信日時になりましたら、まちだ子育てサイト(右記二次元コード)からご覧ください。



☎同センター☎793・3057

該当する方は申請を

児童育成手当

☎子ども総務課☎724・2143

児童育成手当は、新年度の申請を受け付けています。

新年度の資格は、2023年度(2022年中)の所得で審査します。前年度は所得超過で支給されなかった方や、まだ申請していない

方等で支給対象と思われる方は申請してください。制度の概要、限度額は下表のとおりです。

※既に受給中の方は、申請の必要はありません。6月に更新手続きとして現況届をお送りします。

手当の種類と対象等

名称	対象	支給月額	申請に必要なもの
児童育成手当(育成手当)	18歳到達後の最初の3月末日までの児童を養育している、ひとり親家庭または父か母が重度の障がい有する家庭	1万3500円(請求翌月から)	請求者及び対象児童のマイナンバー、請求者の本人確認書類(マイナンバーカード等)、戸籍謄本(請求者及び児童のもの)、請求者の振込先口座が分かるもの
児童育成手当(障害手当)	一定の障がい有する20歳未満の児童を養育する家庭	1万5500円(請求翌月から)	障害者手帳または所定の診断書、請求者及び対象児童のマイナンバー、請求者の本人確認書類(マイナンバーカード等)、請求者の振込先口座が分かるもの

2023年度(2022年中)所得限度額表(前年度と同額)

扶養親族等の数	所得限度額
0人	368万4000円
1人	406万4000円
2人	444万4000円
3人	482万4000円
1人増えるごとに38万円加算	

※所得(給与と所得者は給与所得控除後の額)から控除可能なものを控除して所得を審査します。控除可能なものについては、お問い合わせください。
※左表の所得限度額は、一律控除額8万円を加算して表示しています。

久美堂本町田店で図書館の本の受け渡しを実施します

☎中央図書館☎728・8220

町田市立図書館では、インターネット等で予約した本を図書館以外の施設で受け取ることができる「予約資料受渡しサービス」を提供しています。

5月23日(火)から久美堂本町田店(本町田996)が市内6か所目の拠

点として加わることになりました。

詳細は町田市立図書館HP(右記二次元コード)をご覧ください。



福祉に関する身近な相談相手

5月12日は民生委員・児童委員の日

☎福祉総務課☎724・2537

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、任期は3年間です。児童委員を兼ねており、地域に暮らす身近な相談相手として、高齢者の暮らしや健康に関する不安、ご自身や家族の医療・介護に関する相談、子育ての心配事など、福祉に関するさまざまな相談に応じています。

民生委員・児童委員はそれぞれ担当地域を持って活動しています。お住まいの地域の民生委員・児童委員は、福祉総務課へお問い合わせください。

〇メッセージ 町田市民生委員・児童委員協議会代表会長 高橋京子さん

私たち民生委員・児童委員は、昨年12月1日、3年に1度の全国一斉改選を行い、新たな委員を迎えました。

民生委員・児童委員は、主に地域の皆さんからの福祉に関する相談を受け、その内容に応じて行政等

の関係機関へつなぐ「福祉のパイプ役」です。また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員もいます。

私たちは、健康や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の困難など、さまざまな相談に応じています。民生委員・児童委員には、法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。心配事があれば小さなことでもお気軽にご相談ください。

【民生委員・児童委員PR展を実施】

民生委員・児童委員の活動紹介等をパネルで展示します。来場した方には、オリジナルグッズを差し上げます(数に限り有り)。

☎5月8日(月)～12日(金)、午前8時30分～午後5時(12日は午後3時まで)

場みんなの広場、イベントスタジオ(市庁舎1階)

公開している会議 傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
町田市教育委員会定例会	5月12日(金)午前10時から	市庁舎10階会議室10-2～5		直接会場へ☎教育総務課☎724・2172
町田市立図書館協議会	5月12日(金)午後2時～4時	中央図書館6階中集會室	5人(申し込み順)	事前に電話で中央図書館☎(☎728・8220)へ
町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	5月15日(月)午前10時～正午	市庁舎2階会議室2-2	3人(申し込み順)	事前に電話で市政情報課☎(☎724・8407)へ

交付しています

原動機付自転車のオリジナルナンバープレート

☎市民税課☎724・2113

原動機付自転車(総排気量50cc以下・90cc以下・125cc以下)に町田市オリジナルデザインのナンバープレートを交付しています。

今回、下表のとおり番号を追加します。通常のナンバープレートとの選択制ですが、オリジナルナンバープレートは、先着順で在庫の中から希望の番号を選ぶことができます。また、現在お持ちの通常のナンバープレートとの交換も可能です。

新規登録時、通常のナンバープレートとの交換時、いずれの場合も無料で交付しています。

なお、現在お持ちのオリジナルナンバープレートを、新しいオリジナルナンバー追加分

ジナルナンバープレートに変更することはできません。

※通常のナンバープレートは、忠生・鶴川の各市民センターでも交付していますが、オリジナルナンバープレートについては、市民税課(市庁舎2階)のみの交付です。

※今回追加するオリジナルナンバープレートの交付は、新規登録・交換ともに、5月8日(月)からです(先着順)。

※詳細はお問い合わせください。



総排気量50cc以下用

種別()内はプレートの色	文字	追加ナンバー
総排気量50cc以下(白)	ま	8606～8711
総排気量125cc以下(桃)	ま	5195～5299

※末尾が「04・09・42・44・49」の交付はありません。